

様式4

会議録

会議名 (審議会等名)	令和4年度第2回愛川町総合計画審議会		
事務局 (担当課)	総務部 企画政策課 内線（3233）		
開催日時	令和4年7月25日（月）午後1時30分～午後3時30分		
開催場所	愛川町役場4階402・403会議室		
出席者	委員	15人（別紙のとおり）	
	その他	0人	
	事務局	・質疑に対応した職員 22人 ・事務局 6人	
公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開	傍聴者数	0人
非公開・一部公開の場合は、その理由			
会議次第	1 開会 2 会長あいさつ 3 議題 (1) 第6次愛川町総合計画（案）について (2) その他 4 閉会		

審議経過

(1 / 5)

※審議の要旨は次のとおり (○は委員の発言、●は事務局の発言)

次第1 開会

次第2 会長あいさつ

次第3 議題

(1) 第6次愛川町総合計画(案)について

●(資料4に基づき「序論」「基本構想」について説明)

○(A委員)「住民と共に創るまちづくり」における「共助」の考え方として、民生委員や消防団だけでなく、自治会の役割も大きいと思われる。そのため、自治会加入の促進といった観点も追加した方がいいのではないか。

●共助を担う対象の設定は、多様な主体と連携した協働、共生のまちづくりが求められると認識しているので、多様な主体に結び付くような表現に改めたい。

○(会長)地域の自治会町内会は、地域にとって大切な主体だと思っているので、その点も含めわかりやすく記載していただきたい。

○(B委員)地域における要援護者への支援は、東日本大震災以降、自治会が細かく対応することを掘り下げる方向で動いている。地域毎で対応可能な内容について情報を把握し、自治会や民生委員が連携の上、対応を決めていくような仕組みの構築が必要。

○(会長)貴重なご意見ありがとうございます。事務局で検討し、審議会の意見が反映されるようお願いしたい。

●(資料4に基づき「基本計画全般」について説明)

○(A委員)ヤングケアラーに対する取組みは、わが国の重要な社会課題となっているのに、

審議経過

(2 / 5)

なぜこの総合計画にきちんと織り込んでいかないのか。もっと前向きな姿勢があっただけでしかるべきと思う。

●ヤングケアラーの実態については、現在国レベルで調査に着手し、今年3月に国が支援マニュアルを公表した段階である。それによるとヤングケアラー対策は行政だけでできるものではなく、多様な機関が連携して初めて実現していくため、本計画策定スケジュールの中では、具体的な事業の設定まで十分な時間が無く、今後追加に向けた検討を行うこととさせていただきたい。

○(A委員)状況は理解するが、行政とは困っている人のためにあるべきで、そこに知恵を絞ることが求められている。町民の気持ちとして町独自の取組みやスタンスを示すべきと思う。

○(会長)ヤングケアラーに対する取組は、他自治体では現在調査段階のところもある。今後の取組み姿勢を計画に記載することは可能と思うので、検討の上、次回に検討状況を回答いただきたい。

○(会長)子どもの貧困の位置づけ・対策は、「子育て支援の経済的な負担の軽減」だけでは不十分である。子どもの貧困対策として、子ども食堂などの取組みがあるが、「子育て支援の経済的な負担の軽減」という一言で区切るのは大きすぎる印象なので、子どもの貧困を別項目にできるか検討の上、次回の審議会で回答いただきたい。

●(資料4に基づき「第1部」について説明)

○(A委員)廃棄物対策・地球温暖化対策について、地球規模の深刻な課題である。現状かなりきちんと整備されていると認識しているが、家庭による生ごみ処理の推進・支援だけでなく、町が積極的なごみ削減を推進する主体への独自補助制度等をつくるなど検討してはどう

審議経過

(3 / 5)

か。

○ (B 委員) 「愛川町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例」の改正を受け、今年4月から条例及び農地法で二重の対応をする仕組みに変わり、申請者の負担が増えたことで申請者が事業を取り下げる事例があった。再発防止のため、農業委員会と連携した対応を区長会にも周知が必要である。取組み状況について本編に加筆してはどうか。

● ご指摘の通り、今年の4月1日から農地法による農地造成、およびこれまでになかった土砂量・排出量の適用基準を拡大した。事業実施に関する関係者説明が充足されたが、現状は災害対策についてすべてを包含する「安全対策の促進」という方向性の整理としたい。

● (資料4に基づき「第2部」「第3部」について説明)

○ (A 委員) 最近になって段ボールベッドなどが導入されたが、日本の避難所の在り方は、関東大震災からあまり大きな変化がないという防災関係者が多い。避難所の備蓄に関しては、「国際的に強い愛川町」として町独自の姿勢を示す必要があるのではないか。

○ (会長) 総合計画の特殊性からご意見の部分まで記載することは難しいが、納得する部分もあるので、そこを踏まえて今後の姿勢について答弁いただきたい。

● いただいたご意見を、計画を進める上での参考とさせていただく。

○ (C 委員) 生活習慣病予防対策の対象は、全町民を対象に様々な事業をしているので、対象がピンポイントである誤解を受けないように、国保加入者だけでなく町民全体を包含する幅広な表現に修正した方がいいのではないか。また、人口動態のうち、社会増が均衡している理由は、出生数の減少以外の要因の深堀が必要である。若い労働力、中でも外国人労働力及

審 議 経 過

(4 / 5)

びその家族の増加が下支えしているのではないか。社会増だけを考えても、若年層の変化の検証にならない。

○(B委員) がん検診など特殊健康診断受診率の問題について、健康推進プランの改定で改善を進めているが、他自治体に比べ低いように思う。静岡県藤枝市、東京都八王子市、福島県福島市は、創意工夫をした取組みを行い受診率が改善している。具体的な計画を進める中で、先進地の取組み事例を参考にして受診率を上げていただきたい。

○(会長) 生活習慣病は国保加入者だけではないため、記載する位置など検討いただきたい。人口減少の問題は、委員の指摘に納得したので、もう少し深く研究・検討いただきたい。予防接種率の向上に向けた施策等は、先進事例を参考に事業に反映してほしい。

●(資料4に基づき「第4部」について説明)

○(B委員) 外国人の人口比率が愛川町の8~9%に対して、17%ある群馬県大泉町では、外国人移住者の両親に日本文化や生活習慣、日本語習得等を「多文化共生コミュニティセンター」が繰り返し支援している。施策検討の参考にしてほしい。

○(会長) 同じ群馬県の太田市も外国人籍の方が多い。他県の事例も参考にしながら、「共生社会」に力を入れてほしい。

●(資料4に基づき「第5部」について説明)

○意見なし

●(資料4に基づき「第6部」について説明)

○意見なし

●(資料7に基づき説明)

審議経過

(5/5)

○意見なし

●（その他全般的な意見等）

○(B委員) 地区名称の表現について、都市計画線引きの中での表現なので、変えることが難しいと理解している。ただし今後予定されている都市計画基礎調査を受けて見直しがあるようなので、総合計画が先行して併記しておくのはどうか。林業の振興について、国・県と連携した推進してきた経緯もあるため、「農業振興」の文言を「農林業の振興」と整理された。最近では「花粉の出ない杉の植樹」等の動きもあり、計画の中で積極的に林業の振興が働いていくと思う。また、中学生アンケートで交通不便のため今後住みたくないとの回答があつたため、小田急線等交通延伸の構想があることを記載して子どもたちに理解してほしい。

○(会長) できることとできないことがあると思うので、検討してほしい。

○(A委員) 愛川町の基本理念にある「誰一人として取り残さない」は、実践として、ヤングケアラー等の位置づけや対策がある。いろいろな制約があると思うが、計画全体の一貫性確保のため、記載を検討してはどうか。

○(会長) 町行政だから手が届くところがあると思う。敬老の日に一人一人に花束を渡しに行くななど、愛川町の規模だからできることがある。総合計画への位置づけ含め検討いただきたい。

(2) その他

●事務局より連絡、報告

次第4 閉会

会長(委員長)
署名欄

右山忠

愛川町総合計画審議会委員名簿

(敬称略)

選出区分	団体名等	氏名	出欠
公募による町民等		安田 春政	
		小林 夏子	
		横溝 朝子	
学識経験者	神奈川県県央地域県政総合センター 所長	池田 雅男	
	高崎経済大学地域政策学部 教授	岩崎 忠	
町教育委員会委員	愛川町教育委員会 委員	榮利 隆一	
町農業委員会委員	愛川町農業委員会 会長職務代理者	高木 正徳	
関係団体等の代表者	愛川町区長会 会長	古座野 茂夫	
	愛川町民生委員児童委員連絡協議会 北地区副会長	橋本 照雄	
	愛川町社会福祉協議会 会長	萩原 庸元	
	愛甲商工会 会長	中村 美好	欠
	愛川町観光協会 副会長	小泉 稔雄	
	県央愛川農業協同組合 組合員	齋藤 増雄	
	愛川町森林組合 参事	大野 晋作	
	愛川町P T A連絡協議会 会長	鳥原 由衣	
	神奈川県内陸工業団地協同組合 専務理事	柿島 憲一	
	厚木愛甲地域連合 幹事	三浦 康裕	欠

※ 条例定数 17人以内

※ 任期 令和3年3月29日から審議終了まで